

アメリカ人類学の発生現場を検証する モーガンとインディアン「土地問題」へのメモ

渡辺公三

Abstract

In this short memorandum, the author tries to give a preliminary survey on the movement against dispossession of Seneca Iroquois land in New York State, and Louis Henry Morgan's commitment to it. As a lover of Indian culture, and as the «Grand Sachem» of the Iroquois Order, a club of young white men in Rochester, New York, Morgan was sent in 1846 to Washington to present a petition by inhabitants of Monroe county against the Ogden Land Company's illegal acquisition of Tonawanda reservation of Seneca Iroquois. The relation established with Seneca led him, in 1851, to publish «Ho-de-no-ne, The League of Iroquois», now considered a classic of Anthropology of the 19th century. This memorandum retraces the historical background of the Seneca Iroquois' land claim, on the basis of recent historical researches, from the French and Indian War to the mid-19th century.

Keywords: Louis Henry Morgan, Seneca Iroquois, Land Claim

1. ヘテロトピア・ニューヨーク

アメリカにおける人類学の創始者としてのL.H.モーガンが、インディアンの土地問題に関わってインディアンを擁護したことがきっかけで彼らの世界に迎え入れられ、やがて新しい学問分野の創始者と呼ばれるに足る仕事をするようになったというのは、人類学史におけるほとんどクリッシュェとよべるほどの基礎知識といえるだろう。少し詳しい解説であれば、イロクォイ・インディアンのセネカ族の青年、エリー・パーカーと出会い、彼を通じてその親族の長老を知り、白人世界とインディアン世界の架橋者を意味する「橋を架ける者」というセネカの呼称を与えられたこと、エリー・パーカーとの共同作業をつうじて『イロクォイ連合』¹⁾を書き上げ1851年に刊行したこと、この著作が今日では近代人類学史上もっとも初期の古典的な民族誌と認められていること、にもふれているであろう。さらに、やがてイロクォイ・インディアン世界への関心はとりわけ「親族関係研究」という領域における他のインディアン社会との比較から、人類社会の進化史の構築という壮大なプランに発展し『人類家族における血族と姻族の体系』²⁾(1871)という大著を経て、『古代社会』³⁾(1877)という人類学の古典に結実したこと、そしてこの古典に示された社会進化論が人類学の分野では徹底的な批判にさらされ20世紀に入ったころにはすでに完膚なきまでに解体されたいっぽう、マルクス主義の世界では『家族・私

有財産・国家の起源』⁴⁾(1884)においてエンゲルスが問題意識を継承すると言明していることや、マルクスによる詳細な読書ノートが存在する⁵⁾こともあってつい最近まで、いまだに理論的な効力を保持した古典と見なされ続けてきたことにもふれられているであろう⁶⁾。

こうした人類学学説史の一コマは、すべてのクリッシュェがそうであるように、とおりいっぺんの注意を向けられ既知の事項として確認されれば、あとは二度と立ち戻って精査の対象とされることはない。そしてクリッシュェが、歴史的文脈の別の豊かな解読の可能性を閉じてしまう封印の役割を果たすことになるのも、また、ありがちなことである。しかし、筆者はこれまで何度かモーガンにまつわるクリッシュェが揺らぎ、モーガンの生きた19世紀なかばのアメリカ、とりわけニューヨーク州の世界が見慣れぬ異郷として姿を現しかけるという経験をした。たとえばモーガンの同時代のニューヨーク州が新たな原理主義的運動が勃興しては燎原の火のように広がり、やがて野火が消えるように消失してゆく「焼き尽くされた」土地と呼ばれる場所であり、そうした原理主義的運動のきわめて特異な事例として「オナイダ共同体」という宗教団体が、モーガンが生まれた小さな村オーロラと生涯の大半を過ごしたロチェスターの町の距離とほぼ同じ距離だけオーロラの東に位置するオナイダ湖のほとりで運営されていたことを知った時がそうであった⁷⁾。

オナイダ共同体は特異な性格をもった教祖ノイズのもとに最盛期には三百人ほどの老若男女が集い、「天使の乱交」と呼ばれた全員総当たり制とも呼ぶべき性関係を営み(毎夜、教祖と少数の長老がペアを決定した)、間近に迫る「終末」に備えたという。「天使の乱交」こそ終末における救済の約束をあたえるものだというのがノイズが編み出した教義であった。オナイダ共同体をいっぽうの極として、もういっぽうの極に、18世紀にイギリスから招来された後、19世紀なかばに最盛期を迎えていた、共同体の内部から一切の性関係を排除する「シェーカーズ」の共同体を置き、その間に一夫多妻を許容するモルモン教を置けば、共同体の基礎としての男女関係と再生産の問題への取り組みかたのひととおりの思考、実践の実験がどのような幅のなかでおこなわれたかが示されるといえるだろう⁸⁾。「天使の乱交」と性関係の否定の間に、モーガンが結婚制度の進化史として描いた原始乱婚から同時代の規範としての単婚つまり一夫一婦制までがすっぽりと収まってしまう。いいかえればモーガンが生涯をかけて立証しようとした人類の婚姻の歴史は、実はニューヨーク州という、あらゆるタイプのユートピアの実験場では、同時代の現象としてシリアスに実践され試みられていたということになる。だとすれば進化史という「推測的歴史」の仮説的な構築によってモーガンが何を肯定しようとしたかという以上に、目前の現実の何を否定しようとしたのか、という問いも成り立つことにならないだろうか。

こうした原理主義的な共同体運動の動向とはおそらく間接的に連動する、もうひとつの現象がモーガンにとって身近な世界で起こっていたことを知ったのが、筆者にとってクリッシュェの揺らぐ第二の機会であった。1848年、モーガンの住むロチェスターの町に程近いハイズヴィルという名の村の一隅で奇妙な「怪奇現象」が起こっていた。家に憑いた「霊」と壁をノックする「ラップ音」によって交信し、「霊」の意図するところを理解するという、それまでは知られていなかった交霊のあり方が「発見」され、人々の噂によって広まっていった。それは後世の研究者によって「近代スピリチュアリズム」の起源という位置づけを与えられている⁹⁾。1818年に生まれたモーガンは、アメリカ社会の転換点とも呼ぶべき南北戦争の時期には来るべき大著

の準備のためにインディアン諸社会の研究に没頭していたと思われる。そして南北戦争後のアメリカは堰を切ったような近代国民国家の建設に踏み出し、まさに文明のトップランナーの地位の獲得に邁進することになる。しかし、その転換点にさしかかろうとする時期、文明の影響の下で新たな衣装をまとって「霊」と「怪奇現象」が回帰してくることを、モーガンは身近な出来事として経験していたと想像されるのである。

これらのいわば白人世界で発展する文明のさなかに出現した「進化」とは波長を異にする現象を視野の中に捉えながら、モーガンはもうひとつの異界ともいえるインディアンの世界にも同時代の白人とはやや違った密度で関心を向けていた。モーガンの関心が当時の白人青年の一部と共有されたものであったことは伝記的な記述にもたびたび触れられている。学生のクラブ・結社活動として、モーガンは「イロクォイ連合」と名づけた団体の運営にリーダーとして携わっていた。インディアンの社会組織がいわば「隣りの異界」として血気さかんな白人青年たちにある種のインスピレーションを与えていたことが想像できる。ただ、そうした興味からさらにインディアンの「土地問題」に関わり、イロクォイの青年と知遇をえて隣りの異界のさなかにまで踏み込んでいったという点で、モーガンはほとんどの同時代の白人青年とは異なる経験をするようになった。イロクォイ世界へのいわばメンターの役割をこのエリー・パーカーという青年が演じたことはクリッシュェに示されるとおりである。ただ、このインディアン青年が当時の自他ともに認めるインテリとして、モーガンとの交渉の後の時期には土木工学の知識を基礎に南北戦争の北軍の領袖であるグラントの幕僚の一員となり、整った書体で文字を書くことを苦手としたグラントに代わって南軍への降伏文書を清書したという事実を知るとクリッシュェの背後に隠されたもうひとつの文脈の存在が垣間見られてくる¹⁰⁾。

最近の研究ではこのエリー・パーカーの『イロクォイ連合』への寄与には、きわめて微妙なニュアンスがあったことが示されている。このニュアンスの背後にエリー・パーカーという個人に体现されたイロクォイの歴史のどのような現実が開かれているのか、歴史の見慣れない姿を予感したのがクリッシュェが揺らぐ第三の機会となった¹¹⁾。

モーガンがエリー・パーカーと出会ったのは、英語を身につけた若いパーカーが自分の出身地であるトナワンダ・リザーベーションが大手のオグデン土地会社によって詐取されかけているという状況のなかで、外部の支援者をリクルートするという使命をセネカ族から託されて白人世界に送り出されていた時期のことであった。もともとイロクォイの人々に熱い関心を寄せていたモーガンは、利発な青年パーカーと出会いイロクォイの一集団であるセネカ族、そしてそのトナワンダ・リザーベーションの状況にコミットしてゆくことになる。モーガンはパーカー青年の姉であるキャロライン・パーカーへの思いを寄せたと伝記研究者は示唆している¹²⁾。そうした個人的な関係はさておくとしても、「橋を架ける者」という呼称を授与されたモーガンが関わったトナワンダ・リザーベーションがどのような歴史的背景から生まれ、その歴史がイロクォイ・インディアンの側からはどのように経験されたと考えられるか、そこにはアメリカの近代のどのような「もうひとつの歴史」が読み取れるのか、そしてその歴史にはインディアンの生きていた、そして白人にとっては「自由の新天地」となったアメリカの土地の歴史がどのように刻まれているのかを以下の三つの章によって、時間を遡行しながらたどってみたい。

2. トナワンダ・リザーベーションとモーガン

モーガンがインディアンの土地問題と直接かかわりをもったきっかけはイロクォイ・インディアンのうちのセネカ族に「留保されていた」トナワンダ・リザーベーションをめぐる紛争であった。その前後のいきさつにふれているTookerの著作を中心にしてみよう¹³⁾。

モーガンはユニオン・カレッジでの勉学を終えて1840年に生まれた村オーロラにもどると、村の若者の結社「ゴルディアスの結び目」に参加する。モーガンは沈滞ぎみの結社を活性化するためにそれを「イロクォイ連合」に範をとったものに再編することを提案する。そしてこの結社では新会員のイニシエーションは結社の会合でももっとも高揚する時とされ、会員はインディアンの衣装を身に着けて参加するのである。

オーロラの村は18世紀の末、アメリカの独立から間もない頃にイロクォイのカユーガ族から土地を購入し入植がおこなわれた土地であった。マサチューセッツから来たモーガンの祖父トーマス・モーガンの一家が入植したのは1792年であった¹⁴⁾。入植からほぼ半世紀を経て入植第三世代の白人の子弟たちは、かつてはその土地に居住しそして白人によって放逐されたインディアンたちと、今振り返ってみる時少々奇妙にも見える同一視の行為化（アクティング・アウト）をしてみせたということもできる。追放された地霊に憑依される追放した者の末裔たちと言えば誇張になるだろうか。インディアンの衣装を着けておこなわれるイニシエーションの背景には1844年8月19日に決定された結社の「憲法」の以下のような規定が存在する。

インディアン連盟の目的はわが州の若者の文字どおりの社会的連合を達成することにあるという信念にもとづいている。こうした結社がインディアンの歴史、作法、慣習、統治、神話、文学といった彼らが残したすべてのものの継承者となること、インディアンの特性の美德と悪徳双方の真の理解にもとづく彼らへのより友好的な感覚を生み育てるというより高遠な目的を実現すること、そしてさらに、この落日の人種に向けて慈悲のマントを延べ広げ保護のための盾をさしのべることのできる組織を創出すること...¹⁵⁾

モーガン自身、結社の「Grand Sachem」「大首長」を2年間務め（1844-46）、それ以外の時期にも精神的なリーダーの役割を演じたという。上の「憲法」の精神はそのままモーガンの思想だったと考えて大過ないであろう。こうした精神はモーガンをイロクォイ・インディアンの研究に駆り立てた。こうした状況のなかで1844年の春、オルバニーの街の書店でモーガンは10歳年少のエリー・パーカーと出会ったのだった。その年の暮れ、オーロラからロチェスターに居を移した後、モーガンはイロクォイのさまざまな故地を尋ね「独立革命」の時、ワシントン指揮下のサリヴァン将軍がイロクォイに対しておこなった焦土作戦の戦跡などを検分している。「独立革命」におけるインディアンとの戦争という側面については後にふれよう。またこの時期、パーカーと同道して「土地問題」の渦中に投げ込まれたトナワンダ・リザーベーションを訪問している。

トナワンダ・リザーベーションの「土地問題」は、もともとニューヨーク州に居住していたインディアン（その大多数がイロクォイ連合の人々だった）が、19世紀前半を通じて土地を喪

失することになった危機的過程のいわば最終段階の象徴ともいうべきものであろう。またニューヨーク州におけるインディアンの土地喪失，白人から見れば土地収奪の過程はそのまま50～60年のずれでアメリカのミシシッピー河以西の西部全体へと拡大再生産されるということもできよう。その経緯とモーガンのイロクォイへの関与が撚り合わされてゆく過程を確かめてゆこう。

モーガンが関与することになった問題は1842年5月30日締結のいわゆる「妥協条約 Compromise Treaty」によってニューヨーク州におけるセネカ族の4つのリザーベーションすなわち、トナワンダ、バッファロー・クリーク、アレガニー、カタラガスのうち前2者を売却し、居住者は残るリザーベーションまたはミシシッピー以西のイロクォイ指定居住地に移住しなければならないという問題であった¹⁶⁾。そこでいう「妥協」とは、さかのぼって1838年に締結され（公布は1840年）たバッファロー・クリーク条約が定めた上記4つのリザーベーション全てを売却するという規定に対する「譲歩」を意味している。この譲歩は主に後2者のリザーベーションで強力な布教活動をおこなって浸透していたクエーカー教徒の強力な後押しで引き出されたものであった¹⁷⁾。

バッファロー・クリーク条約はイロクォイのグループ全体を早急にニューヨーク州内から排除しカンサスへと強制移住させることを目的として、あらゆる詐欺的な手段を用いて施行しようとした条約であるとされるが、この条約に至った経緯は後に検討する。この露骨な収奪の試みを先送りにし、土地収奪の戦略を立て直し、イロクォイの諸族のうちモホーク、オナイダ、オノダガをひとまず沈静化させ、とりあえずの標的をセネカ族のみに絞ったのが42年の条約であった。「妥協」とはとりもなおさず連邦、州、土地会社にとっての妥協にほかならなかったが、それは同時にセネカ族を集中的に標的にするという意味でもあった¹⁸⁾。

クエーカーが浸透して手強い二つのリザーベーションをとりあえず残すという「譲歩」の半面、土地を手放させようという二つのリザーベーションについては手段を選ばずさまざまな買収がおこなわれた。バッファロー・クリークの大多数の住民は異を唱えることなく移住したが、トナワンダ・リザーベーションの住民は条約への署名がチーフによっておこなわれておらず、大多数の住民が移住に反対していることを論拠として条約の履行を拒否したのである。条約の規定では、土地の入手による改良の評価額を決定するためのエージェントがインディアン問題の担当省である戦争省および土地取引の当事者であるオグデン土地会社によって指名され、現地に入って評価をおこなうことになっていた。この評価の結果未改良地、すなわち非耕作地はただちにオグデン土地会社に買い上げられ、耕作地は2年以内に譲渡されなければならないのであった。しかし、トナワンダ・リザーベーションの住人は43年、10月と12月の2度にわたってエージェントが入ることを拒否し、エージェントは周辺白人住民から聴取して評価額を算出することを強いられたのである¹⁹⁾。

事態は膠着し、会社は連邦政府に条約の強制執行を訴えるが、連邦はインディアンと私企業のあいだの問題であるとして不介入の態度をとる。ところがその間もオグデン土地会社が43年6月に売却に付した土地を購入した白人は入植を始め、立ちのかないインディアンと入植白人の物理的な衝突の危険は増大して行く。しかし会社が10ドルで売却する土地がインディアンからは1.5ドルで購入されていて会社が暴利を貪っているという評判も立って、直接の当事者ではない周辺町村の白人世論にはインディアンへの同情論も少なくはなかった。こうした流れの中で

モーガンと彼の属する結社も1845年の暮れにはトナワンダ・リザーベーションのセネカ族の支援を決定し、署名を集めモーガンを首都ワシントンへの請願に派遣することを決定するのである。

1846年の年頭から、おそらく署名の収集を目的としたモーガンのロチェスター市周辺の地域への数回にのぼる旅行がTookerによって紹介されている。モーガン自身の手書きの旅行記にもとづく紹介とはいえ旅行目的そのものははっきりと記されているわけではないらしく推測にとどまり、むしろ日記の内容は小旅行のたびにモーガンが砦の跡などインディアンの生活の「考古学的な」史跡や石器や矢尻など出土遺物の確認に注意を向けていることが指摘されている。小旅行の概要は次のようなものである²⁰⁾。

1月：カユーガ郡方面へ。一たんロチェスターに帰還し、トナワンダ、バッファロー・クリーク・リザーベーションへ。

2月：ジェネジー（ロチェスターの南）地域へ。

3月：トナワンダ、バッファロー・クリーク・リザーベーションへ。3月21日、バタヴィアの町でオグデン土地会社に対する抗議集会開催、多くの参加者。請願書をワシントンの上院に提出する役割が結社の大首長モーガンに託される²¹⁾。

こうしてモーガンは4月3日にロチェスターを出発しニューヨーク経由でワシントンへの請願の旅に出発することになる。ワシントンにおけるモーガンの活動の詳細は不明というが、いずれにせよ8月6日の上院インディアン問題委員会は一件の審議を当面はおこなわないと決定する。

モーガンによる請願はトナワンダ・リザーベーションに関する限り所期の目的を達することはできなかったと考えられる。エリー・パーカーはその後も議会周辺での活動を継続する。そしてその後10数年を経た1857年、長年の係争の後、トナワンダ・リザーベーションの一部不当に売却された部分は連邦の補償をえて買い戻されインディアンに返却されることとなり、長い目で見た時、トナワンダ・リザーベーション住民の勝利で係争の決着をみたのである。

その後について一言ふれておこう。南北戦争の動乱を経たアメリカ社会の大変化の後、インディアン社会は1887年議会を通過した「インディアン土地割り当て法」、いわゆる「ドーズ法」の施行によって再び大規模な変革にさらされることになる。しかし、連邦、州ときわめて複雑な関係を経験してきたセネカ族にはこの法の直接の適用を外されることになった²²⁾。インディアンの個人単位に土地を細分するという方向は、原理上はインディアンを所有権をもった市民として扱う「同化」政策といえる。その後、アメリカ合衆国は第二次世界大戦期に、インディアン政策におけるニューディールとも称されるインディアン再組織化法によるいわば分離政策を経て、50年代後半には再び強化された同化政策とも呼べそうな、インディアンの土地問題を一挙に片づけようという「終結政策」を採用する。同化と分離の間の揺れを経験しながら長期的にはインディアンの土地がいっそうインディアンの生活の場としては失われていったことだけは確かだった²³⁾。

セネカ族の「土地問題」におけるモーガンの寄与は正確には測り難い。またその寄与がいかなるものであれ、全体としてみればもともとニューヨーク州ほぼ全域を生活の場としていたイロクォイの人々が19世紀を通じてほぼ完全に州内での生活基盤を失っていったことには全く否定の余地はない。以上のモーガンとトナワンダ・リザーベーションの関わりのごくラフな検討の後にわれわれの記憶に残されるのは、このイロクォイ・インディアンたちの圧倒的な土地喪

失,白人による土地収奪の事実の大きさではないだろうか。次のふたつの章では「独立革命」以降の,このインディアンの土地収奪の過程について,われわれなりはどう理解すべきかその仕方のとりあえずの素描を試みておきたい。

3. 合衆国形成のもうひとつの歴史 独立と征服

アメリカ合衆国の一般的な通史を読んで,その形成過程にインディアンの土地の収奪がどの程度の重要さで関与しているのか,関与していると研究者が考えているのか,研究者間に一定のコンセンサスが成立しているのかいないのかは,門外漢にはうまくつかめない²⁴⁾。たとえばアメリカ史の第一人者と目される研究者による独立革命の包括的研究²⁵⁾の一章は「先住民排除による空間の獲得」(初出1992年)という問題にあてられておりその副題に「アメリカ史の原罪」とある。この「原罪」という用語にこめられたニュアンスは,もう一世代さかのぼるアメリカ史研究の第一人者による論題「米国政治史における土地の意義」²⁶⁾(初出1927年)のまったく中立的な研究スタンスと比較してきわめて大きな意味をもつものを感じられる。「公有地」払い下げの重要性を論ずる後者の論文は,「公有地」がインディアンその他とのどのような熾烈な闘争を経て獲得されたかは直接問うことはない。しかしその70年の後に書かれた論文で「先住民排除」は「原罪」とされているのであり,「原罪」とは通常の間人は免責され日常生活においては忘却されざるをえない人間の条件に他ならないものと見なされていると理解できるのではないだろうか²⁷⁾。

ここでは素人の無知の特権を利用して,インディアンの土地の収奪こそアメリカ合衆国史の主要な動因であったという仮説を立て,この仮説を大きな枠組みとし,最近の歴史研究のモノグラフを参照してイロクォイ・インディアンとニューヨーク州における歴史の動向のいくつかの面に照明を当ててみたい。

上にふれた独立革命の包括的な研究では,独立革命からほぼ10年過去に溯る「フレンチアンドインディアン戦争」の結果に独立革命の淵源が求められている。

...このような観点から見ればフランス人とインディアンとに対する戦争終了の決定的意味は,イギリス領植民地人がアパラチア山脈以西の広大な空間を名目的にはフランスから,実質的にはインディアンから取得する可能性を開いたことにある。...(ちなみに,この新しく獲得された広大な土地空間は直接イギリス本国の支配下におかれ,植民地人の移住が差し止められる。「1763年の国王宣言」。ここに,土地空間の獲得を規制された植民地人が本国の統治者と対立,そしてやがてその本国からの分離が日程にのぼってくる。)²⁸⁾

「アパラチア以西の広大な空間」を自らの自由意志で処分できることこそいわば各州にとっての「独立」の動機の公分母であったことが示されている。そのことは独立戦争遂行に当たっていわゆる連合規約創出における「西部領地」の各州による請求権放棄,連邦への付託という解決が導きだされる基盤となった。イギリスからの独立とは端的に西部領地の処分権の獲得であり,東部13州の近隣のインディアン集団に対する完全な支配権確立の要求だった。ただそうで

あるとしても現実には複雑な力学がはたらき、土地獲得への歴史的條件は各州ごとに異なっていたと同時に、各州の現実の要求が連邦への権限の譲渡という「フィクション」の背後で保持されたという側面もあったのであろう。

とりわけ、未だに無視できない武力を保持していたニューヨーク州のイロクォイ連合に対する軍事的制圧はその領土の獲得のためにも、独立勢力にとっては不可避の課題であった。ニューヨーク州における独立革命戦争でのイロクォイとの戦いは、単にイギリスと同盟する土着勢力の抑圧に過ぎないものではない独自の意味をもった戦争として戦われる必要があったといえる。近年刊行されたMintz, M.による研究書の冒頭の一文はそのことを端的に表現している。

「アメリカ革命」は単に独立のための戦いだったのではなく、インディアンの土地をめぐる戦いだったのであり、とりわけ大事なものはニューヨークのイロクォイ六民族連合の領土であった。モホーク川、サスケハナ川、アレガニー川の広い川床地はニュー・イングランドの頑固な貧しい土地との戦いに倦んだ農民にとって魅力的な誘因だった。エリー湖南岸沿いの西方へのルートはアパラチア山脈を越えミシシッピーに至る道を提供した²⁹⁾。

肥沃な川床地と西部へのアクセス。その要衝を不当にも占拠するイロクォイ・インディアン。こうして、ニューヨーク州は専制主イギリスとの戦闘と並行して、長期的に「先住民を排除」することを戦略目標としたイロクォイ・インディアンとの戦いの主戦場を構成していたのである。ここではワシントン指揮下の独立派の軍がどのような形でイロクォイ諸族との戦闘を展開し、そのことが戦後の力関係の形成にどのように接続されたのかについて近年の研究に依拠して概観しておきたい。

独立派の蜂起とともにイロクォイ連合を対立する二つの勢力のどちらがひきこむかは情勢の帰趨を支配する重要なファクターとなり、イロクォイ連合は双方からの働きかけと駆け引きの対象となった。その間の状況はたとえば働きかけられた当のイロクォイ連合の当事者、セネカ族の若き戦士であったチェーンブレイカーの手記によって生き生きと描かれている³⁰⁾。結果として6つの民族以外への対外的な関係での結束を旨としていた「連合」は、この独立革命に巻き込まれて崩壊し、イギリス派と独立派に分裂して連合内部で敵対することになった。セネカ、モホークの諸族はイギリスに荷担し、オナイダ族、タスカローラ族は独立派の陣営に立った。オノンダガ、カユーガは当初、局外中立を志向したが独立派からの攻撃にさらされイギリス支援へと傾斜する。

とりわけモホークの戦士の長、ジョゼフ・ブランドはその姉がカナダ支配の一翼を担うイギリス人の有力者インディアン監督官の内縁の妻でもあり、戦闘的なイギリス派として独立派の村落にさかんにゲリラ戦をしかけ、独立派を悩ませ恐れさせた。全体的な戦局が独立派に有利に展開し始めていた1778年夏期、ブランドとイギリスの混成部隊による独立派の村落への襲撃と住民の虐殺はきわめて深刻な打撃を与え、とりわけイギリス兵とインディアン混成部隊による凄惨な「ワイオミングの虐殺」は独立派に大きな衝撃をあたえていた³¹⁾。こうした情勢のもとで独立派の総司令官ワシントンは、大陸会議にニューヨーク州内のイロクォイ・インディア

ン掃討作戦計画を提案しその実施の許可を獲得するのである。1779年5月、ジョン・サリヴァン将軍にイロクォイ掃討作戦を託したワシントンはその目的を以下のような言葉で説明したという。

直接の目標は彼ら（イロクォイ）の居住地の完全な破壊であり、年齢、性別を問わずできるかぎりの捕虜の獲得である。現在、地上に生えている作物を根絶やしにして二度と生育できないようにすることがもっとも肝心である。…彼らがわれわれに金輪際危害をおよぼす力を失うこと、危害をおよぼせない程の距離に遠ざけられること、彼らに対する懲罰の厳しさが彼らに恐怖心を植え付けること、それが重要である³²⁾。

6月に集合地であるペンシルヴェニアのイーストンを進発したサリヴァンの部隊は比較的ゆったりと進み、8月に入ってようやく5000人の部隊として、ブランド等が率いる700人ほどの敵部隊と遭遇戦を戦うことになる。サスケハナ川を渡って緒戦（1779年8月29日のニュータウンの戦い）を圧倒的な優勢で戦いながらブランド等に壊滅的な打撃を与えるまでには至らず³³⁾、敵を追撃しつつイロクォイの居住地の中心部に進入し、9月後半にはセネカ族の中心の地域にまで到達する。その間、上に引いたワシントン自身の言葉にも忠実に、多くはもぬけの殻であったインディアンの村とその周辺の作物に火をかけて一切を焼き尽くすというのがその作戦であった。

このサリヴァンの部隊の動きとほぼ並行してオハイオ川方面のセネカ族の動向との連絡を防止するための作戦がおこなわれた。ワシントンはこの作戦をブロードヘッド大佐に託した³⁴⁾。ブロードヘッドの部隊は8月にフォート・ピットから進発し、アレガニー川にそって北上しセネカ族の村を焼き払い、毛皮などの戦利品を獲得しほとんど戦死者を出すこともなく9月には帰還した。いっぽうのサリヴァン部隊はジェネジーにいたり、さらに深追いしてナイアガラ瀧付近に駐屯するイギリス軍の本隊と遭遇して本格的な戦闘になることは回避し、ジェネジーから引き返すこととなった。そして帰還ルートをたどりながら分遣隊を派遣してカユーガ湖、セネカ湖沿岸の村落を掃討し、イロクォイの再起を不可能にすべくトウモロコシなどの作物はもちろん果樹にいたるまで徹底的に破壊したのである³⁵⁾。

こうした敵対関係と徹底した破壊工作にはひとつの明確な効果があったことが推測される。すなわちオナイダ族をのぞくほとんどのイロクォイ連合の集団を明確な敵と認知することで独立派は、戦争勝利の後に「征服」の論理によって敵の領土を没収するという大義名分をえることができる³⁶⁾。没収された土地は「公有地」として連邦によって払い下げられるのである。それはまた論功行賞の対象ともなる。サリヴァンによる掃討作戦を詳述した研究書には次の興味深いエピソードが紹介されている。すなわち、セネカ族本来の領土に侵入するに当たってサリヴァン指揮下の6人の主だった士官たち、ハンド、ヴァン・コートランド、フィッシュ、オグデン、バーバー、ロッジは8月25日付で、各自1万ドルをもちよってサスケハナ川以西で北緯42度から45度のカナダ国境までの土地を購入するための共同出資会社の立ち上げを文書によって確認した、という。焦土作戦の実行部隊の士官たち自身がすでにこれらの土地を、自らの投機あるいは投資、開発の対象として見ていたのである³⁷⁾。

独立派の勝利の後には土地が没収されるという先行きを見越したジョゼフ・ブランドと彼に

したがうモホークにとどまらないイロクォイ連合諸集団の数千人は、ナイアガラ地域の国境を越えてイギリス領カナダに移住しイギリス当局に対して居住地の配分を求めた。そして79年以後の数年にわたってカナダの居住地を基地としてイロクォイの故地に出撃し独立派を悩ませるゲリラ戦を継続した。しかし大局は独立派の勝利に決し、1783年のパリ平和条約³⁸⁾でイギリスは、インディアンの立場を一切顧慮することなく、ミシシッピ川以東の土地をアメリカ合衆国の司法権のもとに委ねることを明文化するのである。それはイギリスに荷担したイロクォイ諸族にとっては許し難い裏切り行為であった。しばしば「大人の外交」と評される大英帝国のマイノリティー・弱者を無視する外交の伝統は、おそらくこの時代から第一次世界大戦後のパレスチナの処理まで一貫して継続しているのであろう。

4. 強制移住の時代

パリ平和条約によってアメリカ合衆国は1763年「国王宣言」以来の宿願であったミシシッピ河までの支配権を国際的に認知させることに成功した。その点で独立派の戦争意図は完全に貫徹したといえることができる。1790年代はこのパリ条約を大前提として個別のインディアン集団との戦後の処理が図られた時代であった。そこではインディアンからの土地獲得の論理そして獲得された土地のアメリカ市民への分配の論理が用意されねばならなかった。前者として「征服」に代わる「先取交渉権 pre-emption right」という観念が、とりわけワシントン政権下での戦争長官ノックスおよび国務長官ジェファソンによって洗練されたと指摘されている³⁹⁾。ジェファソンは1792年、イギリスの行政担当者に対して書簡で次のような意見を表明したという。

彼らの土地に対する先取交渉権 (right of pre-emption), すなわち彼らに売却の意志がある場合には、彼らから購入する排他的で独占的な権利をもつ。...われわれはアメリカに関する国際法として、ある白人国民 (white nation) が定住しその境界がこれこれであると宣言した場合、他の白人国民がその境界を侵犯すればそれを戦争行為と見なすが、しかしそのことは先住の所有者 (native possessors) に反してその国民に土地の権利を付与するものではないという慣習が成立していると考え⁴⁰⁾。

すなわち「建前」では連邦政府がインディアンに対する「先取交渉権」を保持し、たとえば州がインディアンと直接に土地取得の交渉をするには連邦から先取交渉権の移譲を何らかの形で承認されねばならない。いっぽうこうした前提のもとで取得された土地は1787年の「公有地条例」および1785年の「西部領地における土地処理方法確定のための条例」にのっとりて分配され、また入植地が独立した諸州に準じた政治単位になるための規則が規定された⁴¹⁾。

しかし連邦がある意味で「国王」の地位にとって代わったことは、上記の「西部領地における土地処理方法確定のための条例」に「インディアンの土地及び財産はかれらの同意なく収奪されてはならない」とあるとおり⁴²⁾、建前上は連邦が無法な入植者を統制するいっぽう、州政府は入植者の行為を黙認するという、インディアンの側から見れば連邦と州の「二枚舌」の状況が出現する条件を生み出すことになったということもできる⁴³⁾。そしてモーガンがセネカ族

の人々と接する1840年代までのほぼ半世紀は、州政府が陰に陽に後押しする、土地を獲得しようとする私利私欲にかられた投機家たちや小規模な不法占拠者と、無為の連邦政府の間に挟まれて、ニューヨーク州のイロクォイ・インディアンにとって自らの生活基盤としての土地をとり返しのつかない仕方であつたことになつた未曾有の受難の時代であつたといえるだろう。その過酷さは独立派に荷担して戦いながら、この半世紀の間に州内の土地の一切を奪われほとんど一片のリザーベーションすらも留保されなかつたオナイダ族の境遇によって端的に象徴されている⁴⁴⁾。

この一節ではオナイダ族の土地喪失過程を視野に入れながらセネカ族の土地の問題を中心に年表風に概観するとともに、後日により詳細な検討を期したい。

独立革命の戦争終結後のイロクォイ諸族とアメリカ合衆国の関係の枠組みは1794年のフォート・スタンウィクス条約の交渉によって議論された。合衆国の勝利という背景の元におこなわれたこの会議ではイロクォイ連合は内部の軋轢の解消を達成することもできず、これまでのイロクォイ連合の支配権を合衆国に移譲することを原則として受け入れるという立場を認めざるをえない厳しいものであつた。しかも圧倒的な力関係のもとで強制されたこの条約を、イロクォイ連合の諸族は結局批准することはなかつた。合衆国にとってはイロクォイの側の批准がなされたか否かすらすでに問題とはならなかつた。州による、あるいは私的なイニシアティブによる土地の獲得はこれ以降、事実上野放しの状態で進められることになる。肥沃な川床地と多数の氷河湖に彩られたニューヨーク州は、農業用地としても、豊富な鉱物資源（とりわけ岩塩）の埋蔵地としても、また縦横に走る河川と湖沼をつなぐ水上交通網の潜在的な開発可能性からも、投機家たちにとって見逃す手はない黄金の山だつたといえる。インディアンからの土地収奪がどのような意味でニューヨーク州の経済発展の前提条件となり、また経済発展がとりわけエリー運河開削事業を動因として土地収奪を加速したかを詳細に検討したあるモノグラフには、次のような印象的な指摘がある。

... [エリー運河竣工記念の航行をおこなつた：引用者] 1825年のセネカ・チーフ号の積み荷が象徴するように、運河建設の新たな技術は大量の人口が西部に移動することを意味しただけでなく、南北戦争以前のアメリカにおいては、シラキューズ市をアメリカ随一の製塩都市に、ロチェスター市を随一の製粉と生花の集散地に、パファロー市を随一の穀物倉庫の都市にすることなのであつた⁴⁵⁾。

とりわけニューヨーク州においては州政府が積極的にインディアンの土地の収奪に関与した点で特徴的であつたとされる。州政府にはワシントンの政権中枢にもきわめて近い政治家たちを中心に、土地支配と新たな交通網の発展によって州の経済の開発に直接の利害を有した支配層が人的ネットワークを張り巡らせていた。上に引用したモノグラフの著者は土地取引が運河開削によって地価が上昇することを熟知した者たちによる「インサイダー取引」といえるものだつたことを何度となく強調している。またニューヨーク州が独自のイニシアティブでインディアンからの土地収奪を進めることが黙認され勝ちだつた要因として、ナイアガラの瀧の対岸から常に合衆国への侵入を企てうる、カナダ駐留イギリス軍のプレゼンスの脅威があつたとい

う指摘もある。軍事的な脅威がインディアン勢力の弱体化の恰好の口実を提供しえたというわけである。以下の例では土地取得のいっぽうの当事者は州政府である⁴⁶⁾。

1785年6月28日のフォート・ハーキマー条約によってオナイダ族、タスカローラ族は固有の領土の一部を譲渡。

1788年9月12日のフォート・スカイラー条約によってオノダガ族は全領土を譲渡。

1788年9月22日の条約によってオナイダ族は領土をさらに譲渡。

1789年2月、オルバニーにおける条約によってカユーガ族は一部を保留した以外、領土を譲渡。

1795年から1846年の間にオナイダ族は残りの領土すべてをニューヨーク州に売却。

1797年3月29日、オルバニーにおける条約によってモホーク族は領土を譲渡。

しかし、こうした土地の移転は連邦の直接の承認が不明確な限りで、以下のセネカ族の土地をめぐる動きとともに基本的には合法性に疑問のあるものであった。

上にふれたHauptmanのモノグラフから、セネカ族の土地をめぐる連邦、州の動向を摘記すればほぼ以下にまとめることができる⁴⁷⁾。

現ニューヨーク州の西部地域は、植民地期からニューヨーク州とマサチューセッツ州の係争地となっていた。したがって1786年のハートフォード協定によって、「先取交渉権」をマサチューセッツ州に与えるかわりにそこに成立する入植者コミュニティはニューヨーク州の統治下に入ることが協定された。マサチューセッツ州はこの交渉権をフェルプスとゴーハムに売却し、さらに彼らは1790年、投機家モリスに一部の権利を売却し、更に残りの部分を1791年にモリスに譲渡した。自分たちの頭越しにこうした売買がおこなわれていることに危機感をもったセネカ族は、連邦のインディアン監督官ピッカリングに訴え、1794年11月11日づいでいわゆるピッカリング条約を結び連邦からの保護の保証を取り付けることに成功した。いっぽう90年代半ばに財政的な困難に陥ったモリスは、先取権をオランダ人資本のホランド土地会社に売却するとともに、セネカ族の一部にあらゆる手を使って工作し、1797年9月15日ビッグ・ツリー条約を締結し、セネカ族の大半の領土を譲渡させることに成功した。セネカ族の手元には、かつての版図に比較すれば微々たるものにすぎない16のリザーベーションの断片が残されたのみだった。

残されたりザーベーションに目をつけてその譲渡をせまったのがホランド土地会社から先取権を獲得したオグデン土地会社であった。オグデン土地会社は「名門」オグデン一族のデイヴィッド・オグデン(1770-1829)がホランド土地会社の顧問弁護士から独立して1810年に創立した土地投機会社であった。デイヴィッドの父トマスはイギリス派の法律家だったが、その息子たちの代にはワシントンの庇護を受けたり、ハミルトンの元で働いたデイヴィッド自身のように合衆国の中枢に人的なネットワークを広げていた⁴⁸⁾。

とりわけエリー運河の実現が日程にのぼり、運河のエリー湖への出口に当たる交通の拠点の候補地がバッファローに絞られてくるにしたがって、農業生産の潜在的な可能性の大きなジェネジィ川一帯のセネカ族のリザーベーションおよびバッファロー・クリーク・リザーベーションへの土地収奪の圧力は強力なものとなっていった。オグデン土地会社は連邦への働きかけを精力的におこない、セネカ族の「有力者」への贈賄行為にも勤勉に取り組み、まず1826年8月31日付けの「条約」によってジェネジィ川沿いのリザーベーションの大部分の譲渡を認めさせた。そして、バッファロー・クリーク、トナワンダ等のリザーベーションの縮小をも認めさせた

のである。しかし、この「条約」が合法的なものであるという議会による承認は結局得られな
いままに譲渡の既成事実のみが現実化されていくことになった。

そして1830年代、ジャクソン大統領の時代、連邦そのものがあからさまにインディアンから
の土地収奪政策を展開した時期の余勢をかって、1838年、オグデン土地会社がセネカ族を最終
的にニューヨーク州からより西部の州に用意されたインディアン居住区へと強制移住させるべ
く呑ませたのがバッファロー・クリーク条約であった。それに先立って、セネカ族の版図より
も東に位置するオナイダ族の土地は、独立革命時のワシントンの協力者であり、オナイダ族の
盟友として信用をほしいままにしたスカイラー將軍等の「努力」が実ってほぼ完璧に白人たち
の手に移っていたのである。この1838年の条約のあからさまな不正が白人からも指弾され、モ
ーガン等の白人の支持もあっていったん棚上げされ、1842年の「妥協条約」の締結にいたり、
さらにトナワンダ・リザーベーションの「買戻し」にまでいたった経緯のあらまはすでにふ
れたとおりである。

L.H.モーガンという人物をプリズムとしてアメリカ人類学の発生の現場が、研究対象とされ
たインディアンの人々、とりわけモーガンがもっとも親しく接したイロクオイ・インディアン
のセネカ族の人々のどのような状況として存在したのかを明らかにするためのラフなスケッチ
を試みてきた。その作業は結局、インディアンの土地収奪を軸としてアメリカ社会の歴史を見
直す近年の一連の研究成果をサーヴェイする以上のものにはならなかった。「メモ」というタイ
トルをつけた理由はそこにある。

1980年代に歴史研究と人類学の交差する領域として「環境史」という分野が登場した。その
先駆的な研究としてクロノンの『変貌する大地』⁴⁹⁾がある。そこでクロノンはニューイングランド
を対象に、白人入植者が先住民とはまったく異なった社会システムを導入することで何が起
こったかを描き、「環境史」の方法的概観を提示した。このささやかなメモは、こうした環境史
の視点を、いわばアメリカ社会誕生の核心部分としての、エンパイア・ステイトを自認するニ
ューヨーク州に焦点を合わせることで拡張するための最初の作業として試みられた。結果的に
はすでに述べたとおり、近年の歴史研究動向のサーベイにとどまっている。しかし、そのサー
ベイは、アメリカという帝国が「先住民排除」といういかに危うい法的な基礎の上に成立した
かを考察するのに避けて通れないステップであることは間違いないと考えた。しかも直接の
意味連環はないとしても、そこではつい近日、イラクへの攻撃の正当化に用いられた「pre-
emption先制攻撃」への権利と同じ言葉が用いられてもいるのである。果たしてこれは単なる符
合なのだろうか。

9・11の衝撃の後、アメリカの人々は口々に初めてアメリカ本土が戦場となったショックを
語った。それだけ人々はアメリカそのものがインディアンとの戦場から誕生したことを現在の
なかでは忘却し、おそらくは「原罪」なるものも、意識の片隅にすら記憶していないのではな
いだろうか。Mintzの著作の締めくくりに引用された独立革命に志願しサリヴァンの部隊の一員
として戦死した兵士が、死の前日に許婚者に書き送った手紙の一節は確かに、今日イラクから
書き送られていてもおかしくない意味深長なものを含んでいると思われるのである。

「ここで与えられたわれわれの使命はこれみよがしに破壊することだ。けれどもそこには次のような意味合いも滲み出てくることはないだろうか。つまりわれわれ略奪者は不注意にも帝国の種子を蒔いているのだということを⁵⁰⁾。」

種子は「独立」の後、強力なトリフィッドに成長してフロンティアを西へ西へと押し進め、太平洋岸に達すると、海棲のリヴァイアサンに変貌し、ハワイ、フィリピンにまで腕を広げ、中国をめぐる日本と衝突した結果、沖縄を占領し、朝鮮に次いでヴェトナムを戦場に変え、やがてアフガニスタンからイラクへと散種した。西へ向かう帝国のフロンティアは一巡りの後、ふたたびアメリカそのものを戦場に変えることができるのだろうか。

注

- 1) Morgan, L.H., *League of the Iroquois*, Citadel Press, Carol Publishing Group, 1996.
- 2) id., *System of Consanguinity and Affinity among the Human Family*.
- 3) id., *Ancient Society*,
『古代社会』青山道夫訳, 岩波文庫。
- 4) エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』戸原四郎訳, 岩波文庫。
- 5) マルクス『古代社会ノート』クレーダー編, 布村一夫訳, 未来社, 1976年。
- 6) たとえば『文化人類学群像1』綾部恒雄編, 1985年, アカデミア出版, p.11-「モーガン」(笠原政治著)参照。
- 7) 倉塚平『ユートピアと性 オナイダ・コミュニティの複合婚実験』中公叢書, 1990年。
- 8) Foster, L., *Women, Family, and Utopia: Communal Experiments of the Shakers, the Oneida Community, and the Mormons*, 1991, Syracuse Univ. Press (Utopianism and communitarianism) が参考となる。
- 9) 関一敏『聖母の出現 近代フォークカトリシズム考』日本エディタースクール出版部, 1993年。
- 10) Graymont, B., *The Iroquois*, 1988, Chelsea House, p.107にパーカーを含むグラントの幕僚の写真が載っている。また, Hauptman, L., *The Iroquois in the Civil War-From Battlefield to Reservation*, 1993, Syracuse Univ. Press, Ch.4.
- 11) Michelsen, S. *The Limits of Multiculturalism-Interrogating the Origins of American Anthropology*, Univ. of Minesota Press, 1999, pp.84-106.
- 12) Trautman, R.T., *Lewis Henry Morgan and the Invention of Kinship*, Univ. of California Press, 1987.
- 13) Tooker, E., *Lewis Henry Morgan on Iroquois Material Culture*, 1994, The Univ. of Arizona Press.
- 14) id., p.17.
- 15) id., p.19.
- 16) *The Six Nations of New York-1892 United States Extra Census Bulletin*, intro. by Venables, R.W., Cornell Univ. Press, 1995, p.xiv.
- 17) このクエーカー教徒たちの中心にいたのがジョゼフ・エルキントンであった。エルキントン家の娘と新渡戸稲造が結婚したことについては本特集のもととなった科学研究費報告書「生活世界とりわけ土地との関係をめぐる伝統的法体系と外来法体系の葛藤 共生の可能性と限界」の佐藤論文「アイヌ民族共有財産裁判を考えるために」を参照。また, Hauptman, L., *Conspiracy of Interests-Iroquois Dispossession and the Rise of New York State*, 1999, Syracuse Univ. Press, p.193参照。
- 18) *The Six Nations of New York-1892 United States Extra Census Bulletin*, intro. by Venables, R.W., Cornell Univ. Press, 1995, p.xiv.
- 19) Tooker, op.cit., p.25.

20) id. p.26.

21) Tooker, op. cit.

なお、この請願書の写しがロチェスター大学のモーガンアーカイヴにあり、2003年3月に訪れた際コピーを入手した。その文章を試訳によって示せば以下のとおり。

「ニューヨーク州モンロー郡の下記署名人は謹んで、1842年の条約の履行によってセネカ・インディアンのトナワンダ集団に対する大いなる不正がおこなわれようとしているとわたしたちが信じていることを表明します。わたしたちはさまざまな理由のうちでもとりわけ以下の理由から条約は無効であると考えます。すなわち、ほとんどの署名は、署名がなされなければ1838年の条約によって彼ら全員がただちに居住地から追い出されることは確実だという約束のもとになされたこと。ところが会社はこの条約は合法的に実施されえないことを当時知っており、現在そのことを認めています。全リザーベーションのうち土地売却に同意する住民は200人を下回り、署名した首長たちはむしろ自分たちの居所を保持するために署名したのです。現在知っているように彼らが当ても自分たちの権利について周知していれば署名の数は20名を下回っていたでしょう。

トナワンダ集団についてはいずれの条約にもひとりの首長も署名せず、また、ひとりのインディアンたりとも土地を離れることに同意しませんでした。条約は彼らの土地に対してその価値の10分の1のしか認めず、また州でも随一の水源の価値を認めませんでした。住民はインディアン領への移住しか認められず、昨春、カタラガス・リザーベーションから移住した200人のセネカ人のうち80人は不健康な気候のため4ヶ月のうちに死亡しました。彼らは彼らの父祖の地に愛着をもった人々であり、良好な耕地をもち、急速に生活を改善しつつある、道徳心あふれる勤勉な誠実な人々であります。ニューヨークの州民は彼らの移住を望まず、彼らに害する者に一切の共感をもちえません。

以上の事実にかんがみわたしたちは、貴団体がトナワンダ集団を1842年の条約の実施対象から除外されることを慎んでかつ誠心からお願いいたします。」

22) *The Six Nations of New York-1892 United States Extra Census Bulletin*, intro. by Venables, R.W., Cornell Univ. Press, 1995, p.xiv.

23) これらの政策の概要は後出、Washburn, W.E., 1995, p.75-97を参照。また「終結政策」の枠組みのもとで実施されたインディアン請求委員会の活動については上田伝明『インディアン請求委員会の研究』1979年、法律文化社に詳しい。

24) インディアンとの関係でアメリカ合衆国の形成史を検討した通史としては富田虎男『アメリカ・インディアンの歴史』1982年、雄山閣出版を参照した。

25) 齋藤眞、『アメリカ革命史研究 自由と統合』1992年、東京大学出版会、p.43.

26) 高木八尺『高木八尺著作集第一巻』1970年、東京大学出版会、p.455.

27) 著者自身は「...それらの土地が、病菌、経済力、交渉、武力などいかなる手段によるものであれ、また、その正当化の論理が何であれ、本来の所有者である先住民の排除によって獲得されたものであることは、やはり消し難いアメリカ史の原罪といわなければならないだろう。そして、原罪とはその時限りの出来事として歴史に過去形で記されて終わる事柄ではなく、原罪とは常に現在形で在りつづける事柄なのである。」と原罪の現在性を強調している。しかしあえて言えば、現在も常に意識されるものかは問われていない。

28) 齋藤、前掲書、p.62.

29) Mintz, Max, *Seeds of Empire-The American Revolutionary Conquest of the Iroquois*, 1999, New York Univ. Press, p.1 .

30) Adler, J.W.ed., *Chainbraker's War-A Seneca Chief Remembers the American Revolution*, 2002, Black Dome Press.

31) Mintz, 1999, op.cit., p.46.

- 32) id. p.89.
- 33) id. p.115.
- 34) id. p.115.
- 35) id. p.147.
- 36) Washburn W.E., *Red Man's Land, White Man's Law*, sec.ed. 1995, Oklahoma Univ. Press, p.54には、アメリカ独立前後におけるインディアンからの土地獲得の論理として、「発見の論理」に対する「征服の論理」そして第三の論理として「先取交渉権 right of pre-emption」が示されている。
- 37) Mintz, 1999, op.cit. p.114.
- 38) パリ条約の条文については、大畑篤四郎編訳『近代国際関係条約資料集11』第3編、第2巻、p.161参照。アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第二巻、p.277で省略された「国境線」の記述がある。
- 39) Washburn W.E., 1995, op.,cit., p.54.
- 40) id., p.56.
- 41) アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第二巻、1951年、岩波書店、p.283-296.
- 42) 同上、p.294.
- 43) Washburn. 1995, p.51-には、獲得された土地に対する州と連邦の権利関係にかかわる「連合規約第9条」の規定の「あいまいさ、不確かさ、弱点は明白である」と指摘されている。
- 44) Hauptman, L., 1999, op.cit.とりわけPart 1, p.27-97.
- 45) Hauptman, 1999, op.cit., p.3.
- 46) Mintz, 1999, op.cit., pp.176-178.
- 47) Hauptman, 1999, op.cit. p.88.
- 48) オグデン一族についてはたとえば、<http://www.clements.umich.edu/Webguides/NP/OgdenF.html>を参照。
また、
Hauptmen, op.cit. p.19, p.118.
- 49) クロノン、『変貌する大地 インディアンと植民者の環境史』佐野敏行・藤田真理子訳、1995年、勤草書房。原著はCronon,William, *Changes in the Land-Indians, Colonists, and the Ecology of New England*, 1983, Hill and Wang。このクロノンの研究では1960年代以後のEthnohistory誌上に公開された数々の業績を参照している点にひとつの特徴があるが、この研究誌そのものがその発刊の辞に明示されるとおり、1950年代後半以降のいわゆる「終結政策」の流れのなかで高まったインディアン土地請求権運動における請求権の学問的裏づけを課題として創刊されたものであったということは興味深い事実として指摘できる。
- 50) Mintz, 1999, op.cit. p.186.